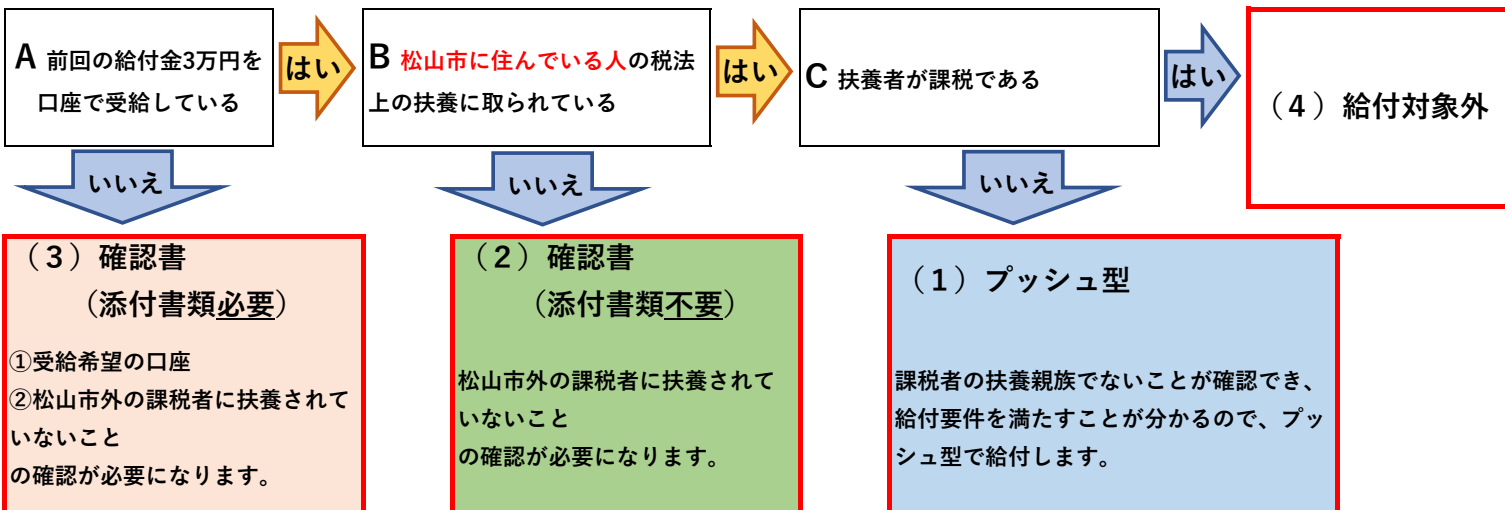


単身世帯用

前提条件

令和5年12月1日時点で松山市に住民票があり、令和5年度住民税均等割が非課税である



(3) 確認書 (添付書類必要)

- ①受給希望の口座
- ②松山市外の課税者に扶養されて
いないこと
の確認が必要になります。

(2) 確認書 (添付書類不要)

松山市外の課税者に扶養されて
いないこと
の確認が必要になります。

(1) プッシュ型

課税者の扶養親族でないことが確認でき、
給付要件を満たすことが分かるので、プ
ッシュ型で給付します。

上記フロー図での確認例

【例①】 前回の給付金3万円を本人の口座で受給しており、

本人が別世帯の子（非課税・松山市に在住）の扶養になっている場合

A→はい

B→はい

C→いいえ

結果→(1) プッシュ型

【例②】 前回の給付金3万円を本人の口座で受給しており、

本人が扶養に取られているか松山市が確認できない（松山市外在住の人の扶養の可能性のある）場合

A→はい

B→いいえ

結果→(2) 確認書（添付書類不要）

【例③】 前回の給付金3万円を受給しておらず、

本人が扶養に取られているか松山市が確認できない（松山市外在住の人の扶養の可能性のある）場合

A→いいえ

結果→(3) 確認書（添付書類必要）

※上記フロー図は手続方法の確認例を簡略化したものであり、世帯の状況によっては当てはまらない場合があります。

どれに当たるかわからない場合は令和6年1月以降に給付金専用コールセンター（089-948-8599）までお問い合わせください。